

目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実

次代を担う子供たちが、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けるとともに、社会の一員としての自覚を持ち、自立に向けた準備を整えられる仕組みづくり、また実際に対応するための支援を進めます。また、放課後等に地域で子供が安全に過ごすことのできる場の確保に取り組みます。

【1】子供の生きる力を育む環境の整備

- 部活・学力調査や授業改善の一層の推進により、基礎的・基礎的・基本的な事項の確実な定着や思考力・表現力等の育成。
- じめの問題の解決に向け、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、関係者等と連携し、取組を確実に実施。
- 司市町村や関係機関等と連携し、児童・生徒を取り巻く様々な問題について、スクールソーシャルワーカーの活用などによる対策を推進。
- 英語力、豊かな国際感覚、日本人としての自覚や誇りをもち、国際社会で活躍するグローバル人材を育成するための教育環境を整備。
- 私立学校に対し、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を目的とした様々な支援を実施。

【2】次代を担う人づくりの推進

- 司市町村と連携し、非行少年の立ち直り支援を推進。また、ひきこもりに関する訪問相談等の支援プログラムを通じ、若者の自立を支援。
- 低所得世帯の子供への学習支援を行い、家庭の状況に応じた本人の希望が尊重され、能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう支援。
- 不登校や高校中途退学に向け、実態を把握し、司市町村や関係機関等との連携による未然防止と子供の社会的自立に向けた取組を推進。
- 若年フリーター等向けにカウンセリングや各種セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援を実施することにより、正規雇用化を促進。

【3】放課後の居場所づくり

- 学童クラブについて、司市町村が利用者のニーズを的確に把握し、新基準を踏まえつつ、子供たちの放課後の居場所を確保できるよう支援。また、放課後児童支援員の適切な配置に向け、研修を実施。
- 放課後子供教室を全リ学校区で実施することも、教室運営の従事者について、研修等により資質の向上。

目標3の主な施策

- スクールソーシャルワーカー活用事業
- 若年者の雇用就業支援事業
- ひきこもり等社会参加支援事業
- 学童クラブの設置促進
- 放課後子供教室

目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実

子育て家庭や子供自身の抱える課題が多様化し、虐待を受けた子供や、様々な理由により親と暮らすことのできない子供が増えています。また、発達障害を含む障害のある子供のニーズに応じた適切な支援が求められています。すべての子供が健やかに育つためには、地域社会が一体となって、虐待の未然防止・早期発見や自立支援など、児童の状況に応じた切れ目のない総合的な取組を進めが必要があります。

【1】児童虐待の未然防止と対応力の強化】

- 司市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目がない支援が行われる体制を整備。
- 児童虐待への理解定着に向けた普及啓発や、地域全体で子供と子育て家庭を見守る機運の醸成。

【2】社会的養護体制の充実】

- 社会的養護を必要とする子供が、家庭的な雰囲気の中で地域との交流を持ちながら生活できるよう、家庭的の養護や施設の小規模化を推進。
- 社会的養護の下で生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後に至るまで、切れ目のない総合的な支援を実施。

【3】ひとり親家庭の自立支援の推進】

- 個別・継続的な就労支援の充実や、相談支援の質の向上、子供の学習支援を推進するなどにより、ひとり親家庭の地域での自立した生活を支援。

【4】障害児施策の充実】

- 様々な子供・子育て支援施策において障害児の受け入れを進めることも、子供の成長段階や、障害特性に応じた支援を実施。また、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進。

【5】慢性的な疾患有する児童等の自立支援】

- 相談支援の充実や、自立支援員の配置等により、疾患有する児童の自立に向けた支援が実を図るとともに、地域の関係機関とも連携し、対象者のニーズに応じて支援を実施。

目標4の主な施策

- 児童相談所の体制に取組の強化
- 家庭的の養護（養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム）の推進
- サテライト型児童養護施設の設置
- 母子・父子自立支援プログラム実施事業
- ひとり親家庭の子供の学習支援の推進
- ひとり親家庭に対するセンターの設置促進
- 知的障害特別支援学校における職業教育の充実
- 小児慢性特定疾患有児童等自立支援事業

東京都雇用対策協定

(情報共有)

少子高齢化による人口減少や経済のグローバル化による産業競争の激化など、社会や経済の構造が大きく変化する中、首都である東京が日本経済全体の発展に寄与し、牽引する役割を見据えつつ、東京都内の人材が、働くことを通じてその意欲と能力を十分に發揮し、積極的に活躍できる社会を構築することが重要である。

また、東京都内に集積する企業が人材確保等により、生産性や産業競争力の向上を図り、持続的で活力のある経済活動を行うことができる環境の整備を図ることも必要である。

このため、東京都知事と厚生労働大臣は、より連携を強化し、協働して柔軟に雇用対策を推進していくよう、以下のとおり「東京都雇用対策協定（以下「協定」という。）」を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都が行う雇用就業、産業、福祉及び教育に関する施策と厚生労働省東京労働局（以下「東京労働局」という。）が行う職業紹介、雇用保険、企業指導その他雇用に関する施策について、役割分担を踏まえつつ、効果的・効率的かつ一体的に対策を進めいくための連携・協力の内容などを定め、東京都内の雇用環境の改善・向上に強力に取り組むことを目的とする。

(事業内容等)

第2条 東京都及び東京労働局は、前条の目的を達成するため、具体的な取組及び実施方法を事業計画として毎年度定めるものとする。

(運営協議会の設置)

第3条 前条の事業計画に係る事項は、東京都及び東京労働局で組織する運営協議会で定めるものとする。

(要請等)

第4条 東京都及び東京労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。
2 東京都及び東京労働局は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

第5条 東京都及び東京労働局が各自保有し、この協定に基づく雇用対策を一括して実施するに当たり必要となる情報については、東京都及び東京労働局間ににおいて共有することとし、その具体的な範囲を含む管理及び取扱規程については、別途定める。

(秘密保持)

第6条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、東京都及び東京労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、東京都及び東京労働局が誠意をもって協議し、決定するものとする。
2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、東京都知事及び厚生労働大臣が署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年2月10日

東京都知事

厚生労働大臣